飲食物摂取制限に関する指標について

平成10年3月6日

原子力安全委員会 原子力発電所等周辺防災対策専門部会 環境ワーキンググループ

目次

1.	は	じめ	に			• • • • •	••••	• • • •	••••	••••	· · · ·	••••	• • • •	• • • • • •	• • • •	• • • • • •	• • • • •			• • • • •	•••••	ļ
2.	介	入線	量レ	へべ	ルの	り考	えブ	ī		••••	• • • • •	• • • •		••••	• • • •	• • • • • •		•••••	••••	• • • •		1
3.	誘	導介	入レ	· ^	ルi	十算	の基	\$礎	•		• • • •		• • • •	••••	.,	••••				• • • •	•••••	3
3		1	対象	核	種0	り選	定	•••		••••	• • • •	••••	• • • •	••••	· ···	• • • • • •				• • • •		3
3		2	核種	組	成0	り考	えナ	ī			• • • •	••••		••••					••••	• • • •	••••	3
3		3	単位	経	口搜	貝取	量当	た	90	の刊	託	線量	<u> </u>	••••	• • • • •		·		••••	• • • •	••••	4
3		4	飲食	物	のり	う類	と担	₹取	量	- •				••••	• • • •	•;•••						6
		(1)	放	(射	性き	ョウ	素文	计策	のま	場合) の	飲食	き物	の分	類	と掴	取』				•••••	6
	•	(2)	放	射	性ミ	ョウ	素以	外	のキ	该種	eに	対す	トる	対策	<i>€</i> Ø	場合	の負	次食	物の)分	類	6
3		5	食品	群	にオ	った	るだ	争	<i>0</i>),÷	考慮	Í				• • • • •		•			• • • •		7
٠	,	(1)	放	付射	性目	ョウ	素	•			••••		••••		••••			•••			• • • • • • •	7
÷		(2)	放	(射	性も	ュシ	ウィ	ع	放!	討怛	とス	トロ	シ	チウ	4			••••			• • • • • • •	7
		(3)	プ	ルー	トニ	ウノ	ム及	びま	留ウ	ラ	ンテ	亡素	<i>ත</i>	χ核	種			••••			· · · · · ·	7
4.	誘	導介	入濃	度	の評	十算		•••	••••	• • • •	••••		• • • • •	•••••						••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
4		1.	放射	性	ヨけ	カ素	群、	放	射!	生七	シ	ウユ	及	び放	朝	性ス	. トロ	コン	チウ	ノム	•••••	8
	4	. 1	. 1		計算	拿式		• • • •	••••	• • • •	• • • •		••••		••••	· · · · ·				• • • • • •		8
	4	. 1	. 2		放身	寸性	ヨウ	素	群	(海	合	核種	[の	代表	核	種を	131	ΙŁ	こし	て)		9
4	4	. 1	. 3		放身	寸性	セシ	゚ヷ	4	とが	打射	性フ	く ト	ロン	チ	ウム	(羽	昆台	核種	Ē.	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	10
					の仕	表步	核種	を	134	1 + 1	37 (S	لح ا	て))							
. 4		2	プル	٠ ١	二片	フム	及び	が超	ウ	ラン	/元	素 0) α	核種	į	•••	••••		••••	• ` • • • •		11
	4	. 2	. 1			つの	放射	性	核和	重カ	š—	つの)食	品を	汚	染さ	せる	る場	合	•••	· · · · · ·	11
	4	. 2	. 2			つの	放射	性	核和	重カ	ず	べて	つ	食品	ょを	汚染	t さ	せる	場合	î	• • • • • •	13
	4	. 2	. 3		複数	女の	核種	が	複数	数の)食	品を	污污	染さ	Ų	る場	合	•••	••••			15
		(1)	すっ	べて	この	食品	計が	燃度	电度	50,	00	OMW	d/t	on O	ح (きの	核種	重の	存在	Ξ	***	15
		,	割~	合て	ご共	通り	こ汚	染さ	š h	た	場台	<u> </u>			•				,			
		(2)	飲	料力	くが	燃力	: 度	50,	000) W W (i/t	on O	と	き存	在	割合	のう	プル	1 =	ウ	ム…	17
			同(立位	すで	汚绡	かか	れた	こ場	合												
	4	. 2	. 4		プル	レト	ニゥ	ム	及で	ブ起	ョウ	ラン	/元	素の	α	核種	に対	けす	る結	占論		18
5.	飲	食物	摂取																			
参考	文	献		••••		••••				•••	· · · · ·	• • • •	• • • • •		••••	• • • • •	••••	• • • • •		• • • • •	• • • • • • •	20
付録	1	放	射性	物	質生	三成	量の	計(算				• • • • •	• • • • •	••••	• • • • •				• • • • •	• • • • • • • •	22
付銀	2	セ	シウ	ム	とフ	ላ ኑ	ロン	チ	ウィ	ムの)複	合剂	う染	に対	す	る核	種絲	且成		· • • • •		23
付録	: 3	飲	食物	の	分類	頁と	摂耶	量		•••			• • • • •			• • • • •		• • • •		• • • • •		25
付録	4	年	平均	濃	度と	٢ ٢	ーク	濃	度	晁)	高	濃厚	Ę)	との	比	••••	••••		• • • • •	· • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	29
参考	表					••••	• • • • •			•••					••••			• • • • •				30
原子	·力·	発電	所等	周	辺防	ち災	対策	専	門者	邻会	環	境り	<i>-</i>	キン	グ	グル	· — >	プ委	員			32
原子	力	発電	所等	周	辺り	ち災	対策	専	門者	邹会	環	境り	<i>,</i> —	キン	グ	グル	,	プ開	催紹	高		33

1. はじめに

原子力防災計画において考慮すべき重要な核種は、希ガス及びヨウ素であるという観点から、わが国では「原子力発電所等周辺の防災対策について」(原子力安全委員会)において、放射性ヨウ素の甲状腺への影響に着目して飲食物摂取制限に関する指標が提示されている。この指標は、「31 I に対して、飲料水、葉菜及び牛乳中の濃度で示されている。それらは、甲状腺の線量当量15ミリシーベルトに基づき、3食品の複合摂取を考慮して、乳児に対する飲食物中濃度で与えられている(1)。

その後、1986(昭和61)年4月に発生したチェルノブイル原子力発電所の事故では、放射性ヨウ素のほか、半減期の長い放射性セシウム及びストロンチウム等による飲食物汚染が生じたことに鑑み、これらの核種に関しても飲食物摂取制限の指標導入の必要性が認識された。

さらにその後IAEAは、1996(平成8)年にICRP Pubulication 60 (1990年勧告) に準拠した「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準 (BSS) (5)」において、食糧に対する一般対策レベルとして放射性ヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種等を含む放射性核種毎 に飲食物摂取制限の指標を導入した。

なお、ICRPは1990年勧告をうけて、1992(平成4)年に緊急時の介入に関しての追加指針であるICRP Pubulication 63「放射線緊急時における公衆の防護のための介入に関する諸原則 (a)」を採択し、事故後短期間の、おおむね事故現場近くにおける介入を計画するための一般原則を記していたICRP Publication 40「大規模放射線事故の際の公衆の防護:計画のための原則(1984年)」を更新・拡張して、時間的により長期にわたり、地域的により広範囲に及ぶ防護措置の導入、継続及び解除をも扱う一般原則を示した。

以上を背景に、本環境ワーキンググループは、飲食物摂取制限に関する指標について 検討を重ね、今回以下のとおり結論をとりまとめたので報告する。

2. 介入線量レベルの考え方

公衆の放射線防護のため対策をとるべきレベル(介入線量レベル)についてICRPは、Publication 40で、対策に関する上限値と下限値の考え方を提案していた。上限値は、対策が常に必要とされる線量レベルであり、下限値は、これより低いレベルでは対策が正当とはされない線量レベルであった。事故の後に対策が実際にとられる線量レベルは、状況に応じてこれら二つの値の間に設定されることとされた。

飲食物摂取の制限に関する介入線量レベルとしては、以下の値が勧告されていた。

飲食物摂取の制限に関する介入線量レベル

	最初の1年間で与え	えられる予測預託線量当量	量 (mSv)	, <u> </u>
	全身線量または	選択的に照射される		
	実効線量当量	個々の臓器		•
上限線量レベル	5 0	500		
下限線量レベル	5	5 0		

また、ICRP Publication 63 で最適値があるとするB/r放出体の放射能 濃度の範囲 I^{h} 10kBq kg $^{-1}$ は、たとえばWHO指針中 $^{(2)}$ の年間食品総摂取量550kg(飲料水を除いた世界平均値)、単位摂取量(1Bq)あたりの実効線量 10^{-8} Sv/Bq(経口摂取の場合、B またはr 核種に用いられる線量換算係数の概略値)をとれば、下限値の1Bq kg $^{-1}$ が年間約5.5 mSvに相当する。また、 α 放出体の最適値存在範囲 10-100Bq kg $^{-1}$ では、単位摂取量(1Bq)あたりの実効線量 10^{-6} Sv/Bq(139 Puなど 27 Puなど 27 Puなど 27 Puなど 27 Puなどの手に対する経口摂取についての線量換算係数の概略値)をとれば、やはり約5.5 mSvに相当する。これを勘案して、介入線量レベルとして年間 5mSv(実効線量)を基にして飲食物摂取制限に関する指標を試算することとした。

さらに、ICRP Publication 63 では放射性ヨウ素の経口摂取からの甲状腺線量を減少させるためには飲食物制限によることを勧告している。ICRP Publication 40 の介入についての下限線量レベルが 50mSvであったことから、及び放射ヨウ素の吸入摂取による被ばく経路についてはICRPの勧告 (Publication 63の77項) において、ヨウ素剤による予防法は 0.5Svが回避できればいつでも正当化でき、最適化されるレベルはこれより低いであろうが、その1/10を下回ることはないであろうとしていることから、指標の誘導の基礎として、放射性ヨウ素による甲状腺等価線量については 年間50mSvとすることとした。

- ① 本指標は、飲食物中の放射性物質が健康に悪影響を及ぼすか否かを示す濃度基準ではなく、緊急事態における介入のレベル(防護対策指標)、言い換えれば、防護対策の一つとしての飲食物摂取制限措置を導入する際の判断の目安とする値である。
- ② 本指標算出にあたっては、防護対策指標設定の基本となるICRP等の考え方に基づき、回避線量(防護措置を実施することによって免れる線量)がそれ以上なら防護対策を導入すべきかどうかを判断する線量として実効線量 5 ミリシーベルト/年(放射性ヨウ素による甲状腺(等価)線量の場合は50ミリシーベルト/年)を基にするとともに、我が国の食生活等の実態も考慮することとした。
- ③ 現行の指針は、飲食物摂取制限に関する主要な核種として放射性ヨウ素を選定し、甲状腺への影響に着目して、牛乳、飲料水及び葉菜の三つの食品カテゴリーについて決められている。

今回の改訂にあたっては、i)これまでの放射性ヨウ素に加え、ii)旧ソ連チェルノブイル原子力発電所事故の経験を踏まえた放射性セシウム、及び、iii)再処理施設を考慮したアルファ核種についてそれぞれ摂取制限指標を検討した。

3. 誘導介入レベル計算の基礎

3.1 対象核種の選定

原子力施設の事故の際に放出されるおそれのあるすべての核種に対し、それぞれ誘導介入レベル を定めることは実用的でない。そこで、原子力発電所等の事故時に放出される主要核種、飲食物への移行並びに人間に対する影響等を考慮して核種を選定した。

事故の早期段階において最も多量の放出が考えられる放射性核種は希ガスとヨウ素群の核種である。このうち希ガスは外部被ばくのみに寄与するので除外し、ヨウ素群 (131 I 135 I) を選定し、 131 I を指標核種とした。なお、 132 T e は 132 I の親核種としてヨウ素群に含めた。

チェルノブイル原子力発電所事故では、放射性セシウム(134 Cs 及び 137 Cs)と放射性ストロンチウム(89 Sr及び 90 Sr)が飲食物に対する長期の汚染核種として注目された。

放射性ストロンチウム(89 Sr及び 90 Sr)は、セシウムと比べて大気中に放出されにくいとされているが、ウインズケール事故、チェルノブイル事故では実例として検出されている。そこで、緊急時においては迅速な測定が肝要であるので、指標としては 134 Cs及び 137 Csの放射能を合計した値を選ぶこととした。そして、放射性ストロンチウムは放射性セシウムと混合しているとし、チェルノブイル事故の際の日本及びヨーロッパの放射性降下物の測定結果から、 90 Sr $/^{137}$ Csの割合は、安全側に $^{0.1}$ とした。なお、セシウムは葉面吸収もされ易い $^{(7)}$ ため、またストロンチウムは葉面からは吸収されにくいが $^{(14)}$ 、土壌からの移行はセシウムと同程度か場合によっては 16 7ため飲食物摂取からの被ばく経路に関して重要な核種である。

さらに、飲食物摂取制限指標に関しては、再処理施設の防災対策をより実効性のある ものにしていくために α 放出核種の 239 Pu 及び 241 Am 等をとりあげた。

(注) ここにいう誘導介入レベル (DIL) とは、飲食物中の放射性核種濃度についての指標となるレベルであって、この濃度 の飲食物を日常的に摂取しつづけると、受ける線量当量が介入線量レベルに達するものをいう。

3.2 核種組成の考え方

ヨウ素、セシウム及びストロンチウムその他 $\beta(r)$ 放出核種の原子炉内における同位体割合は、軽水炉における燃料の燃焼度が 30,000 MW d/t の場合の代表的な生成量

の割合に等しいとし、ヨウ素群 (132 Teを含む。)の核種などのうち、食品汚染への寄与がほとんど考えられない短半減期核種を除外するため、0.5 日減衰後の上記炉内の同位体割合とした。使用した放射性核種の割合のためのデータを付録 1 に示す。

環境中へ放出されるヨウ素群(132 Teを含む。)の同位体割合は、 131 Iを1とする相対値で表した。(いいかえれば、 131 Iを指標核種とした。)

環境中に放出されるセシウム(137 Csと 134 Cs)及びストロンチウム(90 Srと 89 Sr)の割合は、まず、 90 Sr / 137 Cs の比を0.1 と仮定し、さらに 137 Csと 134 Cs の割合、及び 90 Srと 89 Srの割合がおのおの上記の炉内同位体割合に従うとした。そうした上で、 134 Csと 137 Csの放射能の和を1(すなわち、 $^{134+137}$ Cs を指標核種)とし、ストロンチウムの寄与を含めた汚染に対する指標を示すこととした。

1988年国連科学委員会報告書(付属書D)によれば $^{(9)}$ 、チェルノブイル原子力発電所事故の際の地表空気中濃度の 90 Sr / 137 Cs の比は、ソ連領内及びギリシャ等比較的近い距離で約 0.1であった。ウィンズケール事故(1957年) $^{(10)}$ の際には、空気中に放出された 90 Sr / 137 Cs の比が約 0.005であった。0.1 という 90 Sr / 137 Cs の比は、これらから見て極端に大きな値であると考えられるけれども、安全側に 90 Sr / 137 Cs の比を 0.1 にした。

プルトニウム及び超ウラン元素の α 核種(239 Pu 及び 241 Am等)については、特定の混合比率を仮定せず、単一の核種による食品汚染の場合について誘導介入レベルを算出し、混合核種の場合には汚染核種の混合パターンに対応した対策レベルを試算し、その α 放出核種の放射能合計値の最小値を求めて、指標の提案値とした。ここでは、原子炉内のプルトニウム及び超ウラン元素の α 核種の混合比のままで全食品が汚染された場合で、燃焼度50,000MWd/tonのときの例等をあげた。

3.3 単位経口摂取量当りの預託線量

放射性核種の経口摂取による単位摂取量(1Bq) あたりの預託線量(ここでは、線量係数とよぶ)は、基本的にICRP Publication 67⁽¹²⁾ の数値、及びIAEAのBSS (Safety Series No.115) (5)が示した数値を用いた。

幼児及び乳児とICRP Publication 56⁽¹⁾、67 及びIAEA BSS の年齢範囲とは、次のとおり対応するとした。

①本報告の幼児は、Publication 56 の5歳児

②同じく乳児は、Publication 56 の3月児、年齢範囲としては、Oから12か月 ヨウ素およびテルルの同位体に対する成人についての線量係数は、日本人が安定ヨウ 素の摂取量の多い食生活をしていることから、血液中のヨウ素が甲状腺に移行する割合 を 0.2として前回計算したが、今回は上記のICRP及びBSSの数値で試算したので、 甲状腺移行割合は 0.3になっている。なお、放射性ヨウ素による被ばくは、¹³¹ I の物 理的半減期(8.04 d)が1年に比べて短いのでその期間必ずしも食物からの安定ヨウ素摂取量が多くない場合もあるため、緊急時には安全側の0.3 をとるという考え方もありうる。

幼児及び乳児についての線量係数は、ICRP Publication 56 "放射性核種の摂取による公衆の構成員に対する年齢依存の線量" Part 1 $^{(1)}$ 及び Publication 67 同 Part 2 $^{(12)}$ に従った。これら2つのICRP刊行物に載っていない核種は、 133 I、 134 I、 135 I であるが、成人についての値はBSS(Safety Series No.115)の実効線量とNRPBの発行したLUDEP 2.0プログラム $^{(13)}$ による実効線量の計算結果がかなりよく合っているので、このLUDEPによって得られる甲状腺(等価)線量を用いた。年齢依存の甲状腺線量については、 132 I の年齢依存の甲状腺線量の比率と同じとして近似的に求めた。表1は、このようにして得た成人の線量係数と幼児及び乳児に対する線量係数である。

表1 単位経口摂取量当りの線量(mSv/Bq) *

の数値は ¹³² I での比から近似) -成 人 幼児(5歳) Ŧ 児 ⁸⁹ S'r (実効線量) 2. 6×10^{-6} 8.9×10^{-6} 3.6×10^{-5} ⁹⁰ Sr (" 2.8×10^{-5} 4.7×10^{-5} 2.3×10^{-4} (甲状腺等価線量) 2.9×10^{-5} 1.6×10^{-4} 6. 2×10^{-4} 131 I 4. 3×10^{-4} 2.1×10^{-3} 3.7×10^{-3} 135 T 3.4×10^{-6} 1.9×10^{-5} 4.0×10^{-5} ¹³³ I 8. 3×10^{-5} 4. 6×10^{-4} 9.8×10^{-4} ¹³⁴ T 5. 5×10^{-7} 3.1×10^{-6} 6. 5×10^{-6} 135 T 1. 6×10^{-5} 8.9×10^{-5} 1. 9×10^{-4} ¹³⁴Cs (実効線量) 1.9×10^{-5} 1.3×10^{-5} 2. 6×10^{-5} ^{1 3.7} C s 1.4×10^{-5} 9.7×10^{-6} 2.1×10^{-5} 238 P u 2.3×10^{-4} 3.1×10^{-4} 4.0×10^{-3} ²³⁹ P u 2.5×10^{-4} 3.3×10^{-4} 4.2×10^{-3} ^{2 4 0} P u 2.5×10^{-4} 3.3×10^{-4} 4.2×10^{-3} 241 P II $4:8\times10^{-6}$ 5.5×10^{-6} 5. 7×10^{-5} ²⁴¹ A in 2. 1×10^{-4} 2.8×10^{-4} 3.7×10^{-3}

3.4 飲食物の分類と摂取量

「日本人成人について、食品摂取に関する全国規模調査である「国民栄養調査」(厚生省)の食品ごとの摂取量を基として、放射性核種の人への移行し易さの上から飲食物の種類への分類(まとめ)を行った。

幼児と乳児の飲食物の種類ごとの摂取量は、成人についての食品の分類に従い、放射線医学総合研究所が茨城県沿岸地域で実施した調査の結果 (14) ~ (20) を基礎にまとめた。飲食物の分類と摂取量を決めた際に参照した資料を付録3に示す。

(1) 放射性ヨウ素対策の場合の飲食物の分類と摂取量

放射性ヨウ素の空気中からの沈着によって汚染が起きやすい飲食物は、飲料水、牛乳及び葉菜、果花菜などの野菜類(付録3参照)であるが、この野菜類のうち根菜と芋類は直接の沈着による汚染でなく、放射性ヨウ素がいったん植物に吸収されてからの移行であるため汚染の程度が比較的小さくなるので、この場合の野菜類から除いた。これらの3群以外の食品はそれ以上分類しなかった。放射性ヨウ素対策の場合の飲食物の分類及び年齢(成人、幼児、乳児)別の1日当り摂取量を表2に示す。

表2 放射性ヨウ素の経口摂取に関連した飲食物の分類 [kg/d または 1/d]

飲食物の種類	成人	幼児	乳 児
飲料水	1.65	1.0	0.71
牛乳、乳製品	0. 2	0.5	0.6
野菜類(根菜、芋類を除く。) 0.4	0.17	0.07

(2) 放射性ヨウ素以外の核種に対する対策の場合の飲食物の分類

放射性セシウム、放射性ストロンチウムをはじめ放射性ヨウ素以外の核種に対する飲食物の分類は、人への移行のし易さからの観点に加えて、すべての食品を含めること、及び、実用的には食品群の数は少ない方がよいこと、などを考慮して5群とした。すなわち、飲料水、牛乳・乳製品、野菜(根菜・芋類を含む。)、穀類、及び、肉、卵、魚介類その他、である。表3は、このようにして作成された飲食物の分類及び年齢(成人、幼児、乳児)別の1日当り摂取量を示す。この野菜類には根菜・芋類が含まれている。

表3 飲食物の摂取量(年齢層別1日当り摂取量 [kgまたはリットル])

		10 1 10 mm C 11 C C 1 1	
飲食物の種類	成 人	幼 児	乳 児
飲料水	1.65	1. 0	0.71
牛乳、乳製品	-0.2	0.5	0.6
野菜類	0.6	0.25	0. 105
穀 類	0.3	0.11	0.055
肉、卵、魚介類、その他	0.5	0.105	0.05
全食品(飲料水を除く)	1.6	0.965	0.81

3.5 食品群にわたる汚染の考慮

(1)放射性ヨウ素

先に述べたとおり、放射性ヨウ素の場合、汚染が起きるおそれのある飲食物は、主として、飲料水、牛乳と野菜類(根菜、芋類を除く。)である。これら 3 群の飲食物に、介入線量レベルの甲状腺等価線量 50 mSv のうち 2/3をあて、残りの1/3 は保留する。汚染が 3 群の飲食物にわたることを考慮して、各食品群に 50 mSv × 2/3 × 1/3 ずつをそれぞれ割り当てる。

(2) 放射性セシウムと放射性ストロンチウム

放射性セシウムと放射性ストロンチウムに対しては、全食品について実効線量 5 mSv 全部をあてる。各食品群に汚染がまたがることを考慮して、おのおのの食品群に対して 5 mSvの 1/5ずつを割り当てる。

(3) プルトニウム及び超ウラン元素のα核種

プルトニウム及び超ウラン元素の α 核種については、まず、ひとつの放射性核種が1種類の食品を汚染して線量介入レベル5 mSvに達する場合に対して計算する。次に、1種類以上の食品群が影響を受け、また数種類の放射性核種があった場合、修正された誘導介入濃度を次の加算規則で計算する(2)。

$$\sum \frac{C(i,k)}{\sum DIL(i,j,k)} \leq 1$$
 (1)

ここに、C(i,k) は、食品k中の核種iの放射能濃度であり、DIL(i,j,k) は、食品kの中だけに核種iだけがあるとして計算した年齢グループjに対する誘導介入濃度である。加算規則を用いる目的は個人の放射線量を線量介入レベル(実効線量で5mSv)を超えないように選ぶためである。

4. 誘導介入濃度の計算

4.1 放射性ヨウ素群、放射性セシウム及び放射性ストロンチウム

4.1.1 計算式

計算式と使用する記号は次のとおりである:

ILD/G

 $F \cdot W_{kj} \cdot \Sigma_i S_{ij} \cdot f_i \cdot \{1 - \exp(-\lambda_i t_0)\} / \lambda_i$

ここに、

 DIL_{ki} : 飲食物の種類(食品グループ) k に対する年齢グループ j の誘導介入濃度 (Bq/kg または Bq/ℓ)。食品群 k 中の放射能濃度で表す。

ILD :介入線量レベル

- (i) Cs及びSrの同位体に対して、1年について実効線量 5 mSv
- (ii) ヨウ素の同位体及び ¹³²Te に対して、甲状腺等価線量 50mSv×2/3 (残り 1/3 は保留分) の年間線量
- G :食品群に汚染がまたがる場合のDIL低減比
 - (i) Cs またはSr の同位体に対して、G=5
 - (ii) ヨウ素の同位体及び ¹³²Teに対するものは、G=3
- F :年平均濃度とピーク濃度との比、付録4参照。
 - (i) Cs、Sr(すなわちヨウ素以外)の同位体に対して、F=0.5をとる。
 - (ii) ヨウ素の同位体及び 132 Teに対して、F=1をとる。
- S:i: 放射性核種iを 1 Bq 摂取した場合の年齢グループjの預託線量 (mSv/Bq) ただし、(表1参照)
 - (i) Cs、Sr(すなわちヨウ素以外)の同位体に対しては(預託)実効当量
 - (ii) ヨウ素の同位体及び ¹³²Teに対しては、甲状腺(預託等価)線量
- W_{kj} : 年齢グループ j による食品群 k の 1 日当り摂取量 (kg d^{-1})、表 2 (ヨウ素群) または表 3 (ヨウ素群以外) 参照
- to:食品の摂取期間 (365 d)
- λ: 核種 i の崩壊定数 (d⁻¹)
- f::代表核種または核種群に対する核種iの初期存在比率

使用した λ : 及びf: の値を、ヨウ素群について表4に、CsとSrについて、表5に示す。放射性半減期は、ICRP Publication 38 による値をとった。

放射性核種の存在量は、原子炉内の主な核分裂生成物の存在量の計算値を基にして・ 選んだ(付録 1 参照)。

表 4 ヨウ素群について仮定した放射性核種組成(付録1の付表1.1参照)

	半減期	崩壊定数	標準的放射能存在量	代表核種に対する
		λ ; (d^{-1})	(MWd/t 当りCi/t)	存在比率 fi
^{1 3 2} T e	78.2 h	2.127×10^{-1}	6. 2×10 ⁵	1. 3191
¹³¹ I	8.04 d	8.621×10^{-2}	4.7×10^5	1.0000
132 I	2.3 h	7. 232	6. 4×10 ⁵	1.3617
¹³³ I	20.8 h	7.998×10^{-1}	6.7×10^5	1. 4255
134 I	52.6 m	1.897 \times 10 ¹	2.9×10^{2}	0.0006
135 I	6.61 h	2. 517	2. 6×10^{5}	0.5532

表 5 放射性セシウムとストロンチウムの複合汚染 (⁹⁰ S r / ¹³⁷ C s の比を0.1と仮定、付録 2 参照)

	半減期	崩壊定数	標準的放射能 存在量	代表核種に対する 存在比率
·		λ_i (d ⁻¹)	MWd/t 当りCi/t)	f i
⁸⁹ S r	50.5 d	1.373×10^{-2}	4. 1×10 ⁵	0. 28732
⁹⁰ Sr	29.12 у	6. 521×10^{-5}	6.5×10 ⁴	0.04555
¹³⁴ Cs	2.062 y	9. 210×10^{-4}	1.1×10^{5}	0.54455
¹³⁷ Cs	30.0 y	6.330×10^{-5}	9. 2×10^{4}	0. 45545

この表のf: は、 $^{134+137}$ Csを指標核種として、 134 Csと 137 Csの両者の f: を加えれば1になるように値をとっている。なお、体内被ばくへの寄与率は 134 Csと 137 Csの合計が約63%、 89 Srと 90 Srの合計が約37%となっている。(半減期は、ICRP Publication 38 による値である。)

4.1.2 放射性ヨウ素群 (混合核種の代表核種を ¹³¹ I として)

先に放射性ヨウ素に関連して分類した 3 食品群に甲状腺線量当量 50 mSv の 2/3を割り当て、残りの 1/3は分類に入らなかった食品のために保留する。そして、これらの 3 食品群のおのおのに対し、50 mSv × 2/3 × 1/3 ずつを割り当てる。すなわち、

$$D I L_{kj} = \frac{I L D / G}{F \cdot W_{kj} \cdot \Sigma_{i} S_{ij} \cdot f_{i} \cdot \{1 - \exp(-\lambda_{i} t_{0})\} / \lambda_{i}}$$

において、 $ILD/G=50 \times 2/3 \times 1/3=11.1 \text{ mSv}$ (甲状腺等価線量)とする。放射性ヨウ素による汚染に対しては、F=1とし、ピーク濃度と年間平均濃度との比は用

いない。誘導介入濃度の計算結果は表6のとおりである。

		成人	幼児	乳 児	最小值
飲料水		1270	424	322	322
牛乳、乳製品		1.05 \times 10 ⁴	849	382	382
野菜類(根菜、	芋類を除く。	5220	2500	3280	2500

表6 誘導介入濃度 (Bq/kg): 代表核種 131 I

日本人は、主として海草のこんぶからのヨウ素摂取量が日常的に多く、そのため欧米人に比べて、飲食物から摂取した放射性ヨウ素が甲状腺に移行する割合が少なく、血液中のヨウ素が甲状腺に移行する割合が 0.2とされていて、ICRP Publication 30 の 0.3 より小さい。また、生物学的半減期も欧米人より短いということが定説になっている。しかし、平常時の被ばくと異なって、緊急時の放射性ヨウ素吸入のときに海草特にこんぶを摂取していたかどうかが問題であるともいわれており、また、19歳以下及び20~39歳の比較的若い人々の海草摂取量が全年齢平均よりかなり少ないことが国民栄養調査の結果 (21) に見られたことなどもあるので、今回の試算では、血液中のヨウ素が甲状腺に移行する割合として 0.3をとっている I C R P の線量係数 (11) (12) を用いた。

4. 1. 3 放射性セシウムと放射性ストロンチウム (混合核種の代表核種を ¹³⁴⁺¹³⁷ C s として)

(2)式における介入線量レベル(ILD)は、チェルノブイルの際の例(付録 2 参照)から 90 Sr/ 137 Cs 比を 0.1 とし、ストロンチウムの寄与も含めて 5 mSvとする。また、先に4. 1節で述べたとおり食品群に汚染がまたがる場合の割当分数 G=5とし、年間の平均濃度とピーク濃度との比 F=0.5 とする。 混合核種の代表核種は、 $^{134+137}$ Csとする。 134 Csと 137 Csの比は、燃焼度30,000MWd/tonの場合の比に基づき、加算すれば1となるように0.545:0.455にとっている。

誘導介入濃度の計算結果は表7のとおりである。

衣 7 防等介	八個及(DU/Kg)	. 八衣核俚	C S	
	成人	幼児	乳 児	最小值
飲料水	201	421	228	201
牛乳、乳製品	1660	843	270	270
野菜類	554	1686	1540	554
穀類	1110	3830	2940	1110
肉、卵、魚介類、その	他 664	4010	3234	664

表 7 誘導介入濃度 (Bq/kg): 代表核種 ¹³⁴⁺¹³⁷Cs

4. 2 プルトニウム及び超ウラン元素のα核種

原子炉中での生成量が大きく、そのため放射線防護上も測定及び環境線量評価の上で重要となりそうなプルトニウム及び超ウラン元素放射性核種(付録1の付表1.1参照)の単位経口摂取量あたりの実効線量(Pu、Am、Np については、ICRP Publication 67、ただし、²⁴²Pu はIAEAのBSS、Safety Series No.115 より、Cm については同じくBSSより)を表8に示した。

•	成人	幼児 (5歳)	乳児、
²³⁸ Pu	2.3×10^{-4}	3.1×10^{-4}	4.0×10^{-3}
²³⁹ Pu	2. 5×10^{-4}	3.3×10^{-4}	4.2×10^{-3}
²⁴⁰ P u ·	2. 5×10^{-4}	3.3×10^{-4}	4.2×10^{-3}
²⁴¹ P u	4.8×10^{-6}	5. 5×10^{-6}	5. 7×10^{-5}
²⁴² Pu	2. 4×10^{-4}	3.2×10^{-4}	4. 0×10^{-3}
²⁴¹ A m	2.1×10^{-4}	2.8×10^{-4}	3.7×10^{-3}
2 3 9 N p	8. 0×10^{-7}	2.9×10^{-6}	8.9×10^{-6}
^{2 4 2} C m	1.2×10^{-5}	3.9×10^{-5}	5. 9×10 ⁻⁴
²⁴³ Cm	1.5×10^{-4}	2.2×10^{-4}	3. 2×10^{-3}
^{2 4 4} C m	1.2×10^{-4}	1. 9×10^{-4}	2. 9×10^{-3}

表8 Pu及び超ウラン元素の単位経口摂取量あたりの実効線量(mSv/Bq)

4.2.1 一つの放射性核種が一つの食品を汚染させる場合

WHOのガイドライン $^{(2)}$ の方法を用いて、まず 1 つの食品群 (k) が 1 つの放射性核種 (i) によって汚染され、年齢グループ j が年間 5 mSvの参考線量レベルに達する場合の 各食品群の放射能濃度 DIL (i,j,k) を次式に従って計算すれば、表 9 を得る。

$$D I L (i, j, k)[Bq/kg]$$

$$= \frac{5 [mSv]}{W_{jk}[kg d^{-1}] \times S_{ij}[mSv Bq^{-1}] \times (1/\lambda_i)\{1 - exp(-\lambda_i t_0)\}[d]} \dots (3)$$

右辺の記号の意味は7頁のものと同じである。

この計算に使用したプルトニウム及び超ウラン元素の半減期(I C R P Publication 38 の値)からの崩壊定数(d^{-1})及び軽水炉での燃焼度 50,000 MWd/ton のときの放射性 核種存在割合(燃料の冷却時間 0.5d の場合の Ci/ton)を表 1 O に示した。

表9 参考線量レベル 5 mSv/y に達する1核種1食品についての濃度(単位:Bq/kg)

		· .	7	7 - 121,122		IIA EAC (1 122 - 247 - 107
核種		齢	飲料水	牛乳・	野菜類	穀類	肉、卵
	グ	ルーフ。		乳製品			魚、他
	成	人	36. 2	299	99.7	199	119
²³⁸ P u	幼	児	44.4	88.7	177	403	423
	乳	児	4.84	5.73	32.7	62.5	68.8
	成	人	33. 2	274	91. 2	182	109
²³⁹ P u	幼	児	41. 4	82.9	166	377	395
*	乳	児	4. 59	5. 43	31.0	59. 2	651
	成	人	33. 2	274	91. 3	183	110
^{2 4 0} P u	幼	児	41.5	83. 0	166	377	395
	乳	児	4. 59	5.44	31. 1	59.3	65. 2
	成	人	1770	1.46E4	4870	9740	5850
²⁴¹ P u	幼	児	2550	5100	1.02E4	2. 32E4	2. 43E4
	乳	児	347	410	2340	4480	4920
,	成	人	33. 4	276	91.9 ,	184	.110
^{2 4 2} P u	幼	児	41.3	82. 7	165	376	394
	乳	児	4.66	5. 51	31.5	60. 1	66. 1
	成	人	39. 6	326	109	218	131
^{2 4 1} A m	幼	児	49.0	97.9	196	445	466
•	乳	児	5. 22	6.18	35. 3	67. 4	74. 1
	成	人	1.11E6	9.20E6	3.07E6	6.13E6	3. 68E6
²³⁹ Np	·幼	児	5.07E5	1.01E6	2.03E6	4.61E6	4.83E6
	乳	児	2.33E5	2.76E5	1.57E6	3.01E6	3. 31E6
•	成	人	1360	1.12E4	3750	7500	4500
^{2 4 2} C m	幼	児	692	1380	2770	6290	6590
•	乳	児	64. 4	76.2	436	832	915
	成	人	56.0	462	154	308	185
$^{243}\mathrm{C}\mathrm{m}$	幼	児	63.0	126	252	573	600
<u> </u>	乳	児	6. 10	7. 22	41.3	78.8	86.7
	成	人	70. 5	582	194	388	233
²⁴⁴ C m	幼	児	73. 5	147	294	668	700
	乳	児	6.78	8. 02	45. 9	87. 5	96. 3
			<u> </u>	ч —	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	L	

本表の数値の精度は実際は2桁しかない。ただし、後の計算に利用するので、早すぎ るまるめによって誤差が重なることを防ぐ意味で3桁の有効数字の形を仮にとっている。

16.1	ノルトーノム及し	7個ノノノル系の干例	期、朋家足奴及U 核锂针任制 合
	半減期	崩壊定数(d-1)	核種の存在割合(Ci/ton)
²³⁸ P u	87.74 y	2.164×10^{-5}	6.8×10³
²³⁹ P u	24065 y	7.891 \times 10 ⁻⁸	3.7×10^{2}
²⁴⁰ P u	6537 y	2.905×10^{-7}	6.5×10^{2}
²⁴¹ Pu	14.4 y	1. 319×10^{-4}	1.9×10^5
²⁴² P u	3.763×10^5 y	5.046×10^{-9}	4. 7×10°
²⁴¹ A m	432. 2 y	4.394×10^{-6}	4. 2×10 ²
239 N p	2.355 d	2.943×10^{-1}	1.1×10 ⁷
^{2 4 2} C m	162.8 d	4.257×10^{-3}	1.1×10 ⁵
²⁴³ C m	28.5 y	6.663×10^{-5}	8.7×10^{1}
²⁴⁴ C m	18.11 y	1.049×10^{-4}	1. 4×10 ⁴

表10 プルトニウム及び超ウラン元素の半減期、崩壊定数及び核種存在割合

(3)式 で計算した結果の表9の参考濃度は、乳児の場合の飲料水及び牛乳・乳製品できびしい値をとり、 239 Puなどの α 核種で数 Bq/kgの値が現れている。

4.2.2 一つの放射性核種がすべての食品を汚染させる場合

原子炉または再処理施設からの重大な汚染状況として、線量係数が大きな核種(例えば、²³⁹Pu)が、単一核種で、飲料水を含むすべての飲食物を等しい濃度で汚染した場合を想定する。参考線量レベルを年当り 5 mSvとした場合の計算式は、

 $-W_{i} [kg d^{-1}] \times S_{ij} [mSv Bq^{-1}] \times (1/\lambda_{i}) \{1 - exp(-\lambda_{i} t_{0})\} [d]$

ここで、 W_1 は全食品(表3適用)の重量に飲料水の重量を含めたもので、成人(j=1)で 3.25~kg/d、幼児(j=2)で 1.965~kg/d、乳児(j=3)では 1.52~kg/d を採る。

プルトニウム及び超ウラン元素の単一核種で全食品が汚染された場合、参考線量レベルを 5 mSv/y としての誘導濃度の計算結果は、表11のとおりである。もっとも値が小さい(きびしい)乳児の場合、 α 核種で $2\sim3$ Bq/kgの値となる。それに対して成人では、およそ10数 ~30 Bq/kgとなる。また、幼児の誘導濃度は、成人の値に近くなる。

表11 プルトニウム等の単一核種で飲料水を含む全食品が汚染された場合、 介入線量レベルを 5 mSv/y と仮定したときの誘導濃度(単位: Bq/kg)

成人	幼児	乳児
1.8×10 ¹	2. 3×10 ¹	2. 3×10°
1.7×10^{1}	2. 1×10^{1}	2.1×10^{0}
1.7×10^{1}	2.1×10^{1}	$2.2 \times 10^{\circ}$
9.0×10^{2}	1.3×10^3	1.6×10^{2}
1.7×10^{1}	2.1×10^{1}	$2.2\times10^{\circ}$
2.0×10^{1}	2. 5×10 ¹	$2.4 \times 10^{\circ}$
5. 7×10 ⁵	2. 6×10 ⁵	1.1×10 ⁵
6.9×10^{2}	3.5×10^{2}	3. 0×10 ¹
2. 8×10^{1}	3.2×10^{1}	$2.9 \times 10^{\circ}$
3.6×10^{1}	3.7×10^{1}	$3.2\times10^{\circ}$
	1. 8×10^{1} 1. 7×10^{1} 1. 7×10^{1} 9. 0×10^{2} 1. 7×10^{1} 2. 0×10^{1} 5. 7×10^{5} 6. 9×10^{2} 2. 8×10^{1}	1. 8×10^{1} 2. 3×10^{1} 1. 7×10^{1} 2. 1×10^{1} 1. 7×10^{1} 2. 1×10^{1} 9. 0×10^{2} 1. 3×10^{3} 1. 7×10^{1} 2. 1×10^{1} 2. 0×10^{1} 2. 5×10^{1} 5. 7×10^{5} 2. 6×10^{5} 6. 9×10^{2} 3. 5×10^{2} 2. 8×10^{1} 3. 2×10^{1}

乳児の食品摂取量は、表3から'飲料水'及び'牛乳、乳製品'が合計 1.31 kg、 '野菜類'、'穀類'及び'肉、卵、魚介類、その他'が合計で 0.21 kgである。そこで、'飲料水'及び'牛乳、乳製品'の参考濃度を 1 Bq/kgとし、'野菜類'、'穀類'及び'肉、卵、魚介類、その他'の参考濃度を 10 Bq/kg とすれば、乳児にとっての全食品のα核種での平均濃度は、

$$\frac{1 \times 1.31 + 10 \times 0.21}{1.31 + 0.21} = 2.2 \text{ Bq/kg}$$

となって、 $2\sim3$ Bq/kgの範囲に入り、仮定した介入線量レベル (年当り 5 mSv)を満たすことになる。

また逆に、線量係数が大きな核種(例えば、 239 Pu)によって、'飲料水'及び'牛乳、乳製品'が参考濃度 1 Bq/kgまで汚染され、それ以外の食品が参考濃度 10 Bq/kgまで汚染されたと仮定すれば、乳児の1年間の線量は、 239 Puの乳児に対する線量係数 $^{4.2}\times10^{-3}$ mSv/Bqを用いて、

 $4.2 \times 10^{-3} [\text{mSv/Bq}] \times 365 [\text{d}] \times (1.31 [\text{kg/d}] \times 1 [\text{Bq/kg}] + 0.21 [\text{kg/d}] \times 10 [\text{Bq/kg}])$ = 5.2 mSv

である。これは仮定した介入線量 (年当り 5 mSv) のレベルになる。

ここでいう全食品のうち、飲料水の重量と飲料水以外の食品の重量とは、ほぼ1:1 である。したがって、これらのいずれか一方の食品が汚染されるという、より現実的な 仮定をした場合の誘導濃度は、表11の値のほぼ2倍になる。

4.2.3 複数の核種が複数の食品を汚染させる場合

ある与えられた状況のもとで、ある定められた参考線量レベルに適合する誘導食品放射能濃度(ここでは、DRLという。)の組合せは一通りには限られない。そこで、数種類の食品における種々の放射性核種濃度の組合せに対してDRLを計算し、Pu及び超ウラン元素の α 核種について合計した放射能濃度に着目して、指標を設定することが適切であることを示す。WHOのガイドライン $^{(2)}$ では、このような状況適合型の誘導濃度を計算するために、不等式(1)を次のとおり変形している。与えられた組合せに対して、食品 k 中の核種 i の結果としての誘導濃度 DRL*(i,j,k) は、

$$DRL^*(i,j,k) = \frac{g(i,k)}{\sum \sum \frac{g(i,k)}{DIL(i,j,k)}}$$
(4)

で与えられる。

ここに g(i,k) は特定の組合せを表す関数である。 g(i,k) が式(4) の分子にも分母にもあらわれるので、これは単に相対的な項、すなわち異なった食品中にあらわれる放射能濃度の比、あるいは種々の放射性核種の濃度の比で表してよい。

(1) すべての食品が燃焼度 50,000 MWd/ton のときの核種の存在割合で共通に汚染された場合

すべての食品が燃焼度 50,000 MWd/ton (冷却時間 0.5日) のときのプルトニウム及び超ウラン元素の核種の存在割合 (表10) で共通に汚染された場合を仮定する。単一核種 (i) に対する誘導濃度 (表11) を用いて、状況適合型の参考濃度を、年齢グループ (j) ごとに次式で計算すれば、表12のとおりになる。

ここに、

- DIL(i,j,飲料水を含む全食品):単一核種で年間 5mSv の介入線量レベルを仮定したとき飲料水を含む全食品が等しい濃度で汚染された場合の誘導濃度 [Bq/kg] (表11参照)
- g(i,飲料水を含む全食品):汚染核種の存在割合(すなわち、表10中の"核種の存

在割合(Ci/ton)"の比に等しいとおくことができる。)

DRL(i, j): 飲料水を含む全食品が燃焼度 50,000 MWd/ton(冷却時間 0.5日)の原子炉燃料内のプルトニウム及び超ウラン元素の核種の存在割合(表10)で共通に汚染された場合、年当り 5mSv を介入線量レベルとしたときの参考濃度[Bg/kg]

表12 プルトニウム及び超ウラン元素の複数核種(軽水炉燃料、燃焼度50,000MW・d/ton、冷却時間 0.5d 中の核種の組合せ)で飲料水を含む全食品が汚染された場合、介入線量レベルを年間 5 mSv と仮定したときの参考濃度 (単位: Bq/kg)

核種	成人	幼 児	乳 児
²³⁸ P u	5. 5×10°	5.5×10°	5.2×10^{-1}
²³⁹ P u	3.0×10^{-1}	3.0×10^{-1}	2.8×10^{-2}
^{2 4 0} P u	5.3×10^{-1}	5. 2×10^{-1}	5.0×10^{-2}
²⁴¹ P u	1.5×10^{2}	1.5×10^{2}	1.5×10^{1}
²⁴² Pu	3.8×10^{-3}	3.8×10^{-3}	3.6×10^{-4}
^{2 4 1} A m	3.4×10^{-1}	3.4×10^{-1}	3.2×10^{-2}
²³⁹ Np	8.9×10 ³	8.8×10^{3}	8.4×10 ²
²⁴² Cm	8. 9×10 ¹	8.8×10 ¹	8. 4×10°
^{2 4 3} C m	7.0×10^{-2}	7. 0×10^{-2}	6.6×10^{-3}
²⁴⁴ C m	1.1×10^{1}	1.1×10^{1}	$1.1 \times 10^{\circ}$

ここで、各核種が介入線量レベルにどれくらいの割合で寄与するか、次式で見てみることにする。各項は、表12の核種に順に対応しており、分子は表12の乳児についての参考濃度、分母は単一核種が全食品(飲料水を含む。)を汚染した場合に対する乳児についての誘導濃度(表11参照)である。

$$= 0.23 + 0.013 + 0.023 + 0.094 + 0.00016 + 0.013 + 0.0076 + 0.28 + 0.0023 + 0.34 = 1.00$$

線量に占める割合が高い核種は、 238 Puの 238 (第1項)、 242 Cmの 288 (第8項)及び 244 Cmの 348 (第10項)であり、放射能濃度は高くとも 38 核種の 241 Pu (第4項)及び 239 Np (第7項)の線量に占める割合は低い。

(2) 飲料水が燃焼度 50,000 MWd/ton のときの存在割合のプルトニウム同位体で 汚染された場合

プルトニウム同位体の複数核種(軽水炉燃料、燃焼度50,000M%・d/ton、冷却時間 0.5d 中の核種の組合せ)で飲料水が汚染された場合、介入線量レベルを年間 5 mSv と 仮定したときの参考濃度の計算結果を表 1 3 に示す。この場合の計算式は、前項と同様である。ただし、分母にあらわれる単一核種の誘導濃度としては、飲料水に対する値(表 9 参照)を用いた。乳児に対する参考濃度のうち、もっとも大きな数値をもつ α 核 種は 238 P uで 3. 1 Bq/kgである。

表13 プルトニウム同位体の複数核種(軽水炉燃料、燃焼度50,000MW・d/ton、冷却時間 0.5d 中の核種の組合せ)で飲料水が汚染された場合、介入線量レベルを年間 5 mSv と仮定したときの参考濃度

(単位: Bq/kg)

核 種	成 人	幼 児	乳 児	乳児線量に対する割合
²³⁸ P u	2.0×10^{1}	2.7×10^{1}	3, 1×10°	0.64
²³⁹ P u	$1.1 \times 10^{\circ}$	$1.5 \times 10^{\circ}$	1.7×10^{-1}	0. 037
^{2 4 0} P u	$2.0 \times 10^{\circ}$	$2.6 \times 10^{\circ}$	3.0×10^{-1}	0.065
²⁴¹ P u	5.8×10^2	7.5×10^{2}	8. 7×10^{1}	0. 25
^{2 4 2} P u	1.4×10^{-2}	1.9×10^{-2}	2.2×10^{-3}	0. 00046

計 1.0

乳児に対する参考濃度に他の α 核種の分を含めると約 3.6 Bq/kg である。 乳児に対する線量にもっとも寄与する核種も 238 Puであり、その割合は約 64.4%となっている。さきに(1)の例としてとりあげた"すべての飲食物が 50,000 MWd/ton のときの混合核種で汚染されている場合"の乳児に対する参考濃度(表 1 2 参照)では、(β 核種の 241 Pu及び 239 Npを除いた) α 核種の放射能濃度の合計が約10 Bq/kg(ただし、その内約 8 Bq/kg は生成量が大きく半減期が短い 242 Cm の放射能)となっている。

プルトニウム及び超ウラン元素に対する飲食物摂取制限の指標は、これら核種のα放射能の合計に関して設けるべきであると考えられる。

4. 2. 4 プルトニウム及び超ウラン元素のα核種に対する結論

以上検討した各例から、プルトニウム及び超ウラン元素に対する指標として、これらの核種の α 放射能の合計に着目して、'飲料水'及び'牛乳、乳製品'の放射能濃度を 1 Bq/kgとし、'野菜類'、'穀類'及び'肉、卵、魚介類、その他'の放射能濃度を 10 Bq/kg とすれば、 239 Pu 単一核種による汚染の場合から原子力施設からの種々の 核種が混合した場合の汚染まで、年当り 5 mSv の線量レベルに対して、安全側の指標として適当であると考えられる。

'飲料水'及び'牛乳、乳製品'の放射能濃度の 1 Bq/kgを指標とするもっとも重要な理由は乳児による1日当たり摂取量が大きいということである。乳児用として市販される食品も乳児の食事に大きな割合を占めるであろうから'飲料水'及び'牛乳、乳製品'と同等に扱う必要がある。ただし、調理され食事に供される形に適用されるものとする。

飲食物中の誘導放射能濃度は、複数核種による汚染の場合、それらα放射能の合計に対して、指標を設けるべきであると考えられる。

5. 飲食物摂取制限指標案

以上の検討結果に基づいて、表14の指標を提案することができる。

放射性セシウムに関する'野菜類'、'穀類'及び'肉・卵・魚その他'の3食品群に対する指標は、対策実行の複雑さを避ける観点から、これら食品群ごとに個々の指標を設けることはせず、誘導介入濃度が低くなる野菜類についての値に統一した。

また、放射性ストロンチウムについての濃度レベルを特別に設けず、混合割合を仮定して放射性セシウムの濃度レベルで代表させたことである。そのために、放射性セシウムの濃度レベル(200Bq/kg)が I A E A 一般対策レベルでの放射性セシウム等の1,000 Bq/kgより小さく算出されている。

プルトニウム及び超ウラン元素における乳児用食品の指標を飲料水及び牛乳・乳製品と同様 1 Bq/kgと提案することは、表の下の備考に記した。

表 1 4 飲食物摂取制限指標案

(1) 放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: 131 [)

甲状腺等価線量 50 mSv/年		・3食品に 50 mSv の 2/3をあて、残り
の割当		1/3 は保留する。
		・3 食品の各々に 50 mSv×2/3 の 1/3
		ずつを割り当てる。
•	飲料水	2.0.0
(Bq/kg)	牛乳・乳製品	300
	野菜類(根菜、芋類	2000
	を除く。)	

(2) 放射性セシウム

実効線量 5 mSv/年		・ ⁹⁰ Sr/ ¹³⁷ Cs比が 0.1の場合のストロン
の割当		チウムの寄与も含めて 5 mSvとする。
	•	・5食品の各々に 5 mSvの1/5ずつを割り当てる。
		年間平均濃度とピーク濃度の比0.5を用いる。
	飲料水	0.00
(Bq/kg)	牛乳・乳製品	200
	野菜類	
	殺 類	500
	肉・卵・魚その他	

備 考: 90 Sr/ 137 Cs 比が 0.1を超える場合、及びその他の核種の複合汚染 の場合は、これらの寄与を考慮して指標を低減して運用する。

(3) プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種

実効線量 5 mSv/年 の割当		· 241 Am, 238 Pu, 239 Pu, 240 Pu, 242 Pu
		等α核種の放射能濃度の合計に適用する。
	飲料水	1
(Bq/kg)	牛乳・乳製品	
•	野菜類	
	穀 類	1 0
	肉・卵・魚その他	

備 考:乳児用市販食品には、1 Bq/kg を適用する。ただし、この食品は調理 され食事に供される形に適用されるものとする。